

養老町中学校部活動地域移行（地域展開）ガイドライン

令和8年3月2日
養老町教育委員会

はじめに

本ガイドラインは、令和5年3月に策定された岐阜県教育委員会の「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）を踏まえて、本町における今後の地域展開の取組について、次のとおり定めるものである。

I 学校部活動

運営、管理、指導体制及び配慮事項については、県ガイドラインに準じる。

II 休日に実施する部活動（以下「地域クラブ」という。）

○ 休日に実施する部活動（以下「地域クラブ」という。）

I 体制整備

町は、学校関係者、地域のスポーツ関係者などで構成する、「休日の部活動地域移行推進協議会」を開催し、休日において実施する部活動の地域展開に向けて協議検討する。

(1) 運動系部活動について

本町の運動系部活動については、外部指導者が確保され次第、順次、地域クラブに移行している。

しかし、指導者が確保できず、休日に実施する部活動について地域展開が進んでいない部活動については、スポーツ少年団や競技団体などの関係機関に協力を仰ぐことのほか、あらゆる手段を尽くして外部指導者の確保を図り、すべての運動系部活動について速やかに地域クラブへ移行させるものとする。

また、地域クラブに参加する生徒が少なく、休日において活動する目途が立たない地域クラブについては、高田中及び東部中による合同活動の実施のほか、近隣市町との合同活動の可否について検討する。

なお、上記の検討を踏まえて、地域クラブとして活動の目途が立たないクラブについては、地域クラブの活動を休止もしくは廃止することも検討する。

(2) 文化系部活動について

文科系部活動（特に吹奏楽部）については、速やかに地域クラブへの移行（地

域展開)に向けた検討に着手する。

(3) 学校部活動との連携について

平日の学校部活動と地域クラブで指導者が異なる場合には、お互いに連絡を取り合うなどして連携し、活動目標や指導の方向性などについて共有し指導の連続性を確保するものとする。

また、ケガや体質等により特別に配慮が必要な生徒の情報については、緊密に連携を図る。

(4) 連絡体制の整備や緊急時の対応について

学校部活動顧問、地域クラブの指導者及び保護者ら3者間における連絡体制を平時から整備するものとする。

また、事故発生時など緊急時の対応方法についてはマニュアル化し、内容の共有を図るものとする。

(5) 情報の管理について

地域クラブの指導者は、生徒の個人情報やクラブの内部情報など、指導に当たり知り得た情報の取扱いに注意する。

緊急を要する場合を除き、生徒の個人情報は外部に漏らすことのないよう、情報の取扱いについては責任をもって管理し、指導を退いた後も同様とする。

2 運営、管理等

(1) 運営、管理（活動時間及び休養日）について

運営、管理（活動時間及び休養日）については、県ガイドラインに準ずる。

(2) 活動場所及び備品・用具等の使用について

地域クラブは、原則として、学校施設のほか、社会体育施設等の町公共施設において活動するものとし、施設使用料及び電気料を無料とする。

また、当分の間、学校部活動で使用している備品・用具等を校長及び保護者会の代表者の承認を得た上で共有使用する。

備品の破損や用具の追加購入などの必要が生じた場合の対応については、あらかじめ種目毎に取り決めをしておくものとする。

(3) 保護者負担金について

生徒が地域クラブに参加する場合は、次の表に掲げる保護者負担金を支払う

ものとする。

ただし、指導回数が少なく、指導者謝金の支払が想定よりも少ないことが見込まれるときは、保護者負担金を調整（減額）するものとする。

	前期（４月～８月）	後期（９月～３月）	合計（年額）
１年生	３,０００円	６,０００円	９,０００円
２年生	４,０００円	６,０００円	１０,０００円
３年生	４,０００円	０円 (６,０００円)	４,０００円 (１０,０００円)

※ １年生の前期分は、５月入部となるため ３,０００円とする。

３年生が夏季大会等後も活動を継続する場合は、後期分も負担金を支払うものとする。

(4) 保険の加入について

生徒が地域クラブに参加する場合は、スポーツ安全保険に加入するものとする。保険料は、地域クラブに参加する生徒の保護者が負担するものとする。

(5) 指導体制及び指導者謝金等について

地域クラブの指導は、町が委嘱した外部指導者や複数の保護者等の見守りの下で行うものとし、原則として顧問は参加しないものとする。

指導者謝金については、１回当たり １,５００円とする。ただし、大会等への参加の引率により活動が終日にわたる場合には、日額 ３,０００円とする。

また、地域クラブの指導者は、スポーツ安全保険に加入するものとし、保険料（６４歳以下：年額 ２,０００円、６５歳以上：年額 １,２００円）は町が負担するものとする。

(6) 学校における地域クラブ担当職員の配置について

校長は、当分の間、地域クラブの円滑な運営を促進するため、各中学校において担当職員を配置するものとする。

当該職員は、町をはじめ関係機関と連携・協力し、生徒の自主的・自発的な活動を支援するため必要な対応を行うものとする。

○ （平日の活動も含めた）地域クラブ活動について

Ⅰ （平日の活動も含めた）地域クラブ活動へ向けた環境整備

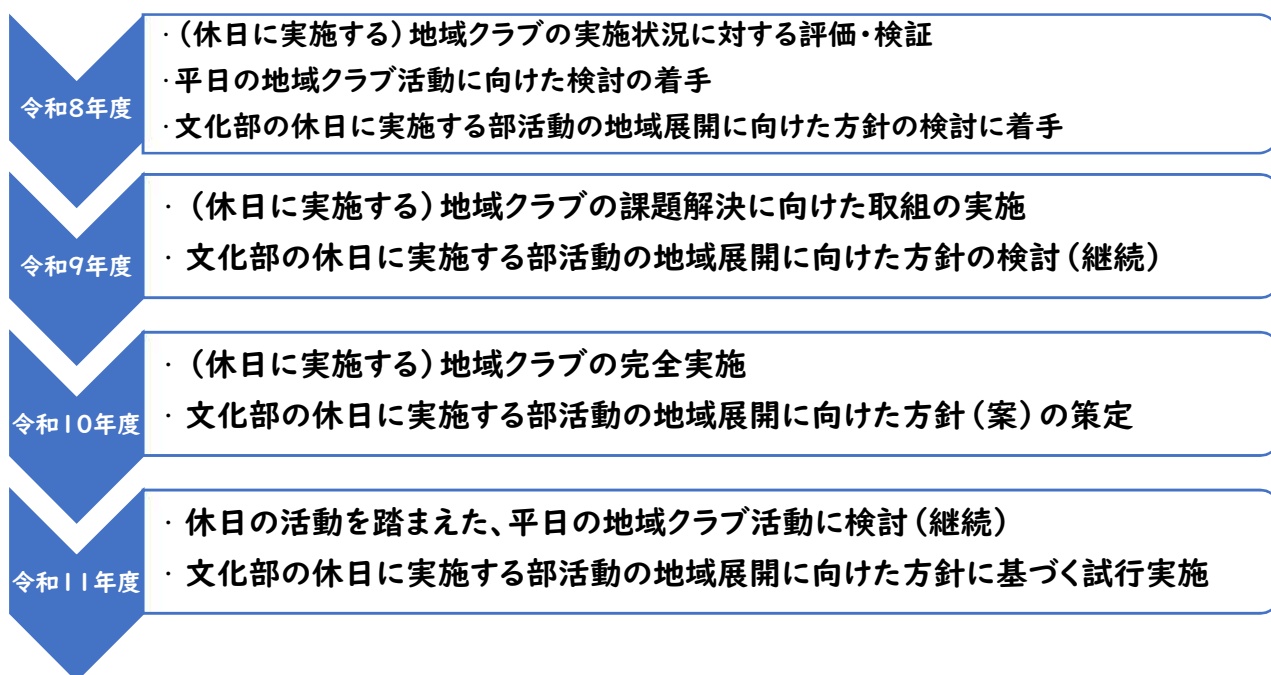
(1) 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について

町は、将来にわたって生徒の自主的・主体的な活動を確保するため、新たな地域クラブの設立に向けて検討するものとし、「休日の部活動地域移行推進協議会」において具体的な取組やスケジュール等について協議するものとする。

また、町は、上記の内容について保護者・学校・各種団体等関係者に対して丁寧な説明を行い、分かりやすく周知するものとする。

(2) 段階的な体制の整備

町は、令和7年度末における学校部活動の地域展開に向けた取組の進捗状況について評価・検証を行い、国の改革実行期間に合わせて、今後の取組の方向性について定めるものとする。



2 運営

(1) 担当部署（問い合わせ窓口）

学校部活動の地域展開や、新たな地域クラブの設立に係る担当部署（問い合わせ窓口）は、養老町教育委員会生涯学習課とする。

(2) 新たな地域クラブの認定制度について

町は、民間のクラブチーム等との区別や質の確保等の観点から、国が示す地域クラブ活動の定義や要件等を満たすクラブを町が認定する仕組みを創設するものとする。

また、この地域クラブの認定に係る手続や有効期間等の詳細については、国に準じて別に定めるものとする。

3 管理

(1) 活動時間及び休養日について

活動時間及び休養日については、県ガイドラインに準ずる。

(2) 活動場所について

地域クラブは、学校施設のほか、社会体育施設等の町公共施設において活動するものとし、町公共施設を利用する場合は、地域クラブ自らが施設の予約や利用申請等必要な手続を行うものとする。

町公共施設を利用する場合は、原則として町の条例等の規定に基づき施設使用料及び電気料の負担を求めるものであるが、地域クラブは学校部活動の教育的意義を継承・発展させたものであることを鑑み、当分の間、施設利用料等を徴収しないものとする。

また、これまで学校部活動で使用してきた備品・用具等は、原則として地域クラブに移管させ、生徒に使用させるものとする。

なお、備品の破損や用具の追加購入などの必要が生じた場合の対応については、あらかじめ地域クラブ毎に取り決めをしておくものとする。

(3) 活動について

新たな地域クラブでは、特定の種目や分野に専念する活動だけでなく、誰もが一緒に活動できる活動、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に整備するものとする。

また、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである点は、学校部活動と同様であるが、3年生の夏季大会等（中体連・吹奏楽コンクール）後も活動を継続できるものとする。

なお、夏季大会等（中体連・吹奏楽コンクール）後の活動を希望しない生徒は、申し出により地域クラブを退会できるものとする。

(4) 地域クラブの会費について

地域クラブの運営に係る費用に充てるため、地域クラブに参加する生徒の保護者は、会費を負担するものとする。

なお、この会費の徴収等詳細については、別に定めるものとする。

(5) 保険の加入について

地域クラブに参加する生徒及び指導者は、スポーツ安全保険に加入することを義務づける。

(6) 学校における地域クラブ担当職員の配置について

校長は、学校部活動が地域展開された場合においても、当分の間、各中学校において担当職員を配置するものとする。

当該職員は、町をはじめ関係機関と連携・協力し、生徒の自主的・自発的な活動を支援するため必要な対応を行うものとする。

4 指導体制

(1) 指導者の掘り起こしについて

町は、中学校部活動指導者派遣事業実施要綱による指導者や岐阜県地域クラブ指導者人材バンクの登録者の活用を図るほか、スポーツ少年団や競技団体などの関係機関の協力を得て指導者を安定的に確保する体制を整備する。

地域クラブの指導者は、各団体で指導、競技、活動経験があり、かつ、活動の教育的意義を理解している者で、町から委嘱されたものとする。

(2) 指導者の育成について

地域クラブの指導者は、必要に応じて岐阜県教育委員会もしくは公益財団法人岐阜県スポーツ協会が実施する指導者育成研修会などに参加し、部活動の教育的意義の理解に努める。

また、町が毎年開催する指導者連絡会における研修等を受講し、常に資質の向上に努めるものとする。

町は、指導者ライセンスや公認スポーツ指導者等の資格保有の把握に努め、できるだけ指導者資格を有する指導者が生徒の指導に当たるよう、関係機関を通じて指導者資格の取得を促進するものとする。

(3) 適切な指導の実施について

指導者は、生徒の心身の健康管理や事故防止を念頭に安全管理を徹底し、体罰やハラスメントのない適切な指導を行うものとする。

また、指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習を積極的に導入するものとする。

地域クラブの指導者が不適切な指導を行った場合は、町と地域クラブが協議

を行い、適切な指導及び処分の可否を検討する。

(4) 教職員の兼職兼業について

町は、専門的な知識や指導経験があり、地域クラブでの指導を希望する教職員（フルタイムの常勤講師を含む。）がいる場合は、兼職兼業の届出により許可する。その際、業務への影響、健康への配慮など学校運営に支障がないことを検討し、校長への事前確認を得た上で許可するものとする（パートタイムの非常勤講師は許可不要とする）。

町及び地域クラブは、教職員の兼職兼業に係る労働時間等については、厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づき、適切な労務管理に努めるものとする。

なお、教職員を指導者とする際は、当該職員の居住地や異動、退職等があっても継続的に指導者を確保できるよう留意するものとする。また、小学校の教職員で指導を希望するものについても同様とする。

休日等の業務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で地域クラブにおいて指導を希望する教職員については、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（文部科学省・スポーツ庁・文化庁）のとおりとする。

指導者の謝金については、別に定める。謝金の額の決定については、国の動向や周辺自治体の状況も考慮する。

Ⅲ 大会等の在り方

Ⅰ 大会等の在り方

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保について

校長、地域クラブ等は、学校単位の大会及び地域クラブも参加できる大会等参加機会がある大会に自校もしくはクラブに所属する生徒が参加できるよう配慮するものとする。

また、町、学校（特に地域クラブ担当職員）及び地域クラブの指導者は、学校部活動が地域展開している現状を鑑み、中体連主催の大会等においても地域クラブでの参加が可能となりつつあるため、競技毎の大会への参加資格や出場要件等を踏まえて必要な対応を行うものとする。

(2) 大会等への参加の引率について

学校部活動の大会等の引率は原則として、顧問が行うことが望ましいところであるが、外部指導者等の協力を得るなどして、できるだけ職員等が引率しな

い体制に移行するものとする。

地域クラブにおける大会等参加の引率は、クラブの指導者（クラブのコーチやクラブ関係者を含む。）もしくは保護者等が行うものとする。

部活動顧問もしくは地域クラブの指導者が、審判員等として大会等に参加する場合は、大会等のスタッフとして委嘱された上で、主催者の一員として大会等に従事するものとする。

町や校長は、教職員が実費弁償を超えて報酬等を得て大会運営に従事する場合は、兼職兼業の許可も含めて適切な勤務管理を行った上で許可するものとする。

(3) 大会等への参加に伴う移動について

対外試合や大会等への参加における移動については、原則として公共交通機関や貸し切りバスを利用するものとする。

また、対外試合や大会等の開催地や開催時間等の事情により、上記による対応が困難な場合には、保護者による送迎を認めるものとし、現地集合・現地解散を基本とする。

(4) 大会等参加に係る費用について

地域クラブが参加する大会等への参加費、登録費、指導者等の交通費等については別に定める。

参考資料①

休日に実施する部活動の地域展開に係る進捗状況（令和7年10月現在）

本町が、休日に実施する部活動の地域展開（当時は「地域移行」）をスタートさせた令和5年10月当時、高田中及び東部中には27の部活動が設置されていた。

現在、休部している1部を除く20の運動系部活動のうち、14部については、休日に実施する部活動の地域展開が実施（70.0%）されている。

なお、地域展開が実施されていない部活動は6部あり、高田中においては、今年度に入り創設されたバスケットボール部（女）のほか、陸上部やソフトテニス部（男）及び（女）などの4部について、現在も外部指導者が確保できていない状況である。

i) 高田中（生徒総数：322人、うち部活動加入者数：233人、部活動加入率：72.4%）

	R7.7.1 部員数	外部指導者	地域展開の進捗状況		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
野球部	6	2	休日移行		
サッカー部（※1）	-	-	休日移行		地域クラブ
バドミントン部	35	3	休日移行		
バスケットボール部（男）	17	3	休日移行		
バスケットボール部（女）	6	-			新設
卓球部	21	3	休日移行		
剣道部（※2）	-	-	休日移行		地域クラブ
柔道部	12	1	休日移行		
バレーボール部	18	1	休日移行		
陸上部	17	-	休日は養老陸上と合同練習		
ソフトテニス部（男）	14	-	移行できていない		
ソフトテニス部（女）	5	-	移行できていない		
吹奏楽部	31	-	未実施		
文化部（情報）	16	-	未実施		
文化部（創作）	25	-	未実施		
文化部（園芸）	10	-	未実施		
合計（16部）	233	13			

※1 サッカー部は、地域クラブ（FC養老）で活動している。

※2 剣道部は、地域クラブ（剣友会）で活動している。

また、東部中においては、陸上部やソフトテニス部（男・女）の2部について、外部指導者が確保できていない状況である。

なお、高田中及び東部中の陸上部については、休日は養老陸上とともに合同練習を行っているため、今後の調整次第では地域展開となる可能性がある。

また、サッカー部については「FC 養老」にて、剣道部については「剣友会」として活動しており、平日の活動も含めた完全な地域クラブとして活動を始めている部活動もある。

なお、文化部については、高田中及び東部中両校ともに休日に実施する部活動の地域展開に向けた検討に着手できていない状況である。

ii) 東部中（生徒総数：314人、うち部活動加入者数：229人、部活動加入率：72.9%）

	R7.7.1 部員数	外部指導者	地域展開の進捗状況		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
野球部	12	2	学校部活動	休日移行	
サッカー部（※3）	-	-		休日移行	地域クラブ
ハンドボール部（休部）					
バレーボール部	13	2		休日移行	
卓球部（※4）	27	2		休日移行（卓球クラブ）	
剣道部（※5）	-	-		休日移行	地域クラブ
柔道部（※6）	8	2		休日移行（友の呼聲会）	
陸上部	37	-		休日は養老陸上と合同練習	
ソフトテニス部（男・女）	38	-		移行できていない	
吹奏楽部	30	-		未実施	
文化部（パソコン・美術）	64	-		未実施	
合計（11部）	229	8			

※3 サッカー部は、高田中とともに地域クラブ（FC 養老）で活動している。

※4 卓球部は、休日は卓球クラブで活動している。

※5 剣道部は、高田中とともに地域クラブ（剣友会）で活動している。

※6 柔道部は、休日は友の呼聲会で活動している。

参考資料②

休日に実施する部活動の地域展開に係る取組の経過

日 時	内 容
令和5年1月28日	スポーツ少年団・母集団研修会で部活動の地域移行について説明
令和5年2月21日	高田中PTA本部役員会で説明
令和5年3月15日	東部中PTA本部役員会で説明
令和5年3月16日	高田中部活動保護者育成会で説明
令和5年4月13日	東部中部活動保護者育成会で説明
令和5年8月2日	指導者説明会の実施
令和5年8月21日	部活動地域移行説明会（高田中）保護者代表・顧問向けで説明
令和5年8月23日	部活動地域移行説明会（東部中）保護者代表・顧問向けで説明
令和5年10月～	順次、休日部活動の地域移行がスタート （※開始が10月となったことから、保護者負担金の額を6,000円から5,000円へ引き下げた。）
令和5年10月～12月	部活動地域移行説明会（3回実施）休日部活動指導者向けに
令和6年1月18日	新1年生向け 部活動説明会（高田中・東部中）
令和6年2月3日	教育文化フォーラム（町教育委員会主催）にて講演
令和6年度	地域移行に係る個別相談・指導等の実施
令和7年〇月	地域移行（地域展開）ガイドラインの策定